

越谷・松伏水道企業団広告掲載に関する要綱

平成19年2月13日

告示第3号

改正 平成25年6月27日告示第30号

(目的)

第1条 この要綱は、越谷・松伏水道企業団（以下「企業団」という。）の所有する資産に民間企業等の広告を掲載することにより、企業団の財源を確保し、お客さまサービスの向上を図ることを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができる媒体（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業団のホームページ
- (2) 企業団の広報紙
- (3) その他企業長が広告媒体として適当であると認めるもの

(掲載できない広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 地方公営企業の広報媒体としての公共性及び品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 法令等（企業団の条例等を含む。）に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (6) 貸金業、投機的商品及び出資金に関するもの
- (7) 政治活動又は宗教活動に関するもの
- (8) 個人又は団体の主義主張に関するもの

(9) 個人の宣伝に関するもの

(10) その他企業長が不相当と認めるもの

(広告の掲載順位)

第4条 広告掲載の順位は次に掲げる順序とし、同一の順位の中で申し込みが募集区画を超えたときは、抽選により決定するものとする。

(1) 第1順位 国、地方公共団体及びそれに類するもの

(2) 第2順位 公共性のある私企業等で、企業団の給水区域内に事業所本店、支店及び営業所等を有するもの

(3) 第3順位 前号以外の私企業及び自営業で企業団の給水区域内に事業所本店、支店及び営業所などを有するもの

(4) 第4順位 前3号に掲げる以外のもの

(広告の規格・掲載料・募集方法等)

第5条 広告の規格、掲載料、区画数、掲載位置及び募集方法は、広告媒体ごとに企業長が別に定める。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者は、企業長の定める日までに、越谷・松伏水道企業団広告掲載申込書(第1号様式)に広告の原稿を添えて企業長に申し込まなければならない。

2 前項に規定する申し込みがあった場合、企業長は申し込みを行った者に対して審査に必要な資料を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 企業長は、前条の規定による申し込みがあったときは、当該申し込みに係る広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、企業長が必要と認めるときは、広告の掲載について審査する越谷・松伏水道企業団広告審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て決定するものとする。

2 企業長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を越谷・松伏

水道企業団広告掲載に関する決定通知書（第2号様式）により、速やかに当該申込者に通知するものとする。

（審査委員会）

第8条 審査委員会は、局長及び次長並びに各課長をもって構成し、事務局を総務課に置く。

- 2 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には局長を、副委員長には次長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査委員会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 会議を招集するいとまがないときは、委員長は書面により各委員から意見を聴取し、これをもって会議に代えることができる。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、企業長の指定する期日までに、広告掲載料を一括して納入しなければならない。ただし、企業長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

（広告掲載決定の取り消し）

第10条 企業長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催促その他何らかの手続きを要することなく広告の掲載の決定を取り消すことができる。

（1）指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（2）指定する期日までに広告原稿等の提出がないとき。

（3）企業団の広告媒体に掲載する広告主として、適当ではないと認めるに至ったとき。

- 2 企業長は、前項の規定により広告掲載を取り消したときは、広告主に対して越谷・松伏水道企業団広告掲載取消決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

3 企業長は、第1項の規定により広告掲載を取り消したことにより広告主に損害を生ずることがあっても、その損害は賠償しない。

(広告掲載料の還付)

第11条 既に納付した広告掲載料の還付については、企業長が別に定める。

(広告掲載の辞退)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を辞退しようとするときは、書面により企業長に届け出なければならない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告の内容について、一切の責任を負わなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月27日告示第30号)

この告示は、公布の日から施行する。

## 越谷・松伏水道企業団「水道だより」広告掲載に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、越谷・松伏水道企業団広告掲載に関する要綱（平成19年告示第3号）に基づき、越谷・松伏水道企業団（以下「企業団」という。）が発行する「水道だより」への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、企業団が指定した位置とする。

### (広告の掲載規格)

第3条 広告の掲載規格は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 1号広告 縦5.9cm×横11.9cm
- (2) 2号広告 縦5.9cm×横24.0cm
- (3) 3号広告 縦11.8cm×横24.0cm

### (募集区画数)

第4条 募集区画数は、1号広告の規格で2区画から12区画分とする。ただし、企業長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### (広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1回1区画につき1号広告は20,000円、2号広告は40,000円、3号広告は80,000円とする。

### (広告掲載料の還付)

第6条 納付された広告掲載料は原則として還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により企業団が広告を掲載できなかつたときは還付する。

### (広告内容)

第7条 広告主は、広告の内容及びデザイン等が越谷・松伏水道企業団「水道だより」のイメージを損なうことのないよう、企業団総務課と調整しなければならない。

### (その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

この基準は、平成19年 2月13日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年 6月27日から施行する。

## 越谷・松伏水道企業団ホームページ広告掲載に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、越谷・松伏水道企業団広告掲載に関する要綱（平成19年告示第3号）に基づき、越谷・松伏水道企業団（以下「企業団」という。）が作成するホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、企業団ホームページで企業団が指定した位置とする。

### (広告の掲載規格)

第3条 掲載する広告は、バナー広告とし、掲載規格は、1区画につき縦60ピクセル×横120ピクセル、4キロバイト以内のもので、GIF、JPEG又はPNG形式とする。

### (広告掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、3か月間を単位とする。

### (掲載する広告数)

第5条 掲載する広告数はトップページに6区画とする。ただし、企業長が必要と認めた場合は、この限りでない。

### (広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1区画3か月あたり5,000円とする。

### (広告掲載料の還付)

第7条 広告掲載料の還付は、広告主が広告掲載を辞退したとき又は広告主としてふさわしくないと企業長が認め広告掲載を取り消したときは、広告を掲載しない月の掲載料を還付するものとする。ただし、掲載開始前に辞退したとき又は取り消したときは、掲載開始予定月分の掲載料は還付しない。

2 広告主の責めに帰さない事由により水道企業団が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じた広告掲載料に相当する額を還付する。ただし、広告を掲載できなかった期間が2日以内の場合はこの限りではない。

( 広告内容 )

第 8 条 広告主は広告の内容及びデザイン等が、企業団ホームページのイメージを損なうことのないよう、水道企業団総務課と調整しなければならない。

( その他 )

第 9 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、平成 19 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## ホームページ広告掲載申し込みの際の注意事項

1 .バナー広告のデザインは広告主が作成して下さい。作成にあたっては、次の規格を厳守して下さい。

- ・掲載規格は縦 60 ピクセル×横 120 ピクセルを厳守して下さい。
- ・4kバイト以内、G I F、J P E GまたはP N Gのいずれかの形式とします。

2 .バナー広告デザインについてはアニメーション機能は不可とします。

(例)・バナーのデザインが反転する。

- ・バナーがフラッシュする。
- ・文字が動くなど。

ただし、マウスポインタをバナー広告の上に置いたときにデザインが反転するものは可とします。

3 .バナー広告デザインはC D - R O Mなどの媒体で提出する以外に下記メールアドレスでも受け付けしています。

- ・somu@koshi-matsu.koshigaya.saitama.jp